

部会間調整会議

計画相談支援体制の提案(中間報告)

サービス利用希望者へ計画相談支援の提供が追い付かなくなってきておりセルフプランが増えてきている現状を受けて、今年度部会間調整会議で改めて相談支援の体制について検討を行う。

【部会間会議開催状況】

- 構成:部会員 10名 事務局 6名 別紙名簿参照
- 実施日:5月23日(火) / 8月8日(火) / 9月13日(水) / 12月6日(水)
- 内容:①現状把握 ②今後の計画相談支援の体制に関する検討

【検討内容】

1. 令和2年度検討時に話し合われたポイント

- こども ①小学校入学というライフステージの大きな変化の時期で環境も支援者も変わるタイミングにおいて、ご本人ご家族のことをよく知っている支援者が継続的に関わり、不安や変化等へ丁寧に対応していくために、発達支援センターおひさま・みのりの卒園児は小学校1年生まで各センターにて計画相談を行う。
- ②こども相談支援はつねは現状を維持(はつねでは未就学から就学後の児童の計画相談を対応し、リ・ハビリ初音の利用者以外も対応)していく。
(検討時に確認まで至っていないが、上記以外は障がい者相談支援センターでの対応を前提)
- 大人 ①相談支援専門員が相談支援専門員として機能すること、また中立性公平性が保たれた相談支援を実施すること。
- ②基幹相談支援センターの基幹業務が適切に実施される体制を作ること。
- ③大人の計画相談の実施事業所としては、障がい者相談支援センターと相談支援事業所みらいで行う。
- ④障がい者相談支援センターは市内の社会福祉法人二法人と社会福祉協議会が協働で業務を行う、実施にあたって二法人(大府福祉会、憩いの郷)から相談支援専門員を障がい者相談支援センター(社会福祉協議会)に出向させること。
- その他 ①相談支援専門員の対応数は、一人あたり月25件(実人数については、未検討)が丁寧な相談支援を実施できる限界の件数と考えること。

2. 現状

- ① サービスの支給決定をしている人数は、児者ともに増加している。
- ② 計画相談の支給決定について、実人数は指定特定相談支援(主に大人の相談支援)が多いが増加率は指定障害児相談支援(こどもの相談支援)が大きい。
- ③ 計画相談の対応状況は、市外の計画相談支援事業所を利用している利用者を除いて、大人は障がい者相談支援センターとみらい、子どもは発達支援センターの利用児と卒園児(小学校1年生)についてはおひさまとみのり、それ以外の子どもの計画相談は障がい者相談支援センターで対応している。
- ④ 計画相談支援事業への相談支援専門員の配置状況(令和5年12月現在)
 - 障がい者相談支援センター 4人(内こどもの相談兼務2名:+相談員補助1名)
 - みらい 1人(+相談員1名)
 - おひさま 1人
 - みのり 0.5人
- ⑤ 令和5年度になり、障がい者相談支援センターにおいて児者ともに新規受け入れが困難となり、こどもの計画相談はみのりが自センター利用児以外の計画相談を18名程度実施している。現在、みのりでの対応も困難となり、セルフプランとなっている。
大人の計画相談は、障がい者相談支援センターとともにみらいも同様に新規利用者受け入れが難しい状況があり、居宅介護や生活介護等一部のサービス利用者を除きセルフプランを用いて支給決定をしている。
- ⑥ おひさまでは、令和2年度に想定していた以上に計画の変更等による対応の必要がある状況となって

おり、利用者と卒園した小学校 1 年生の計画相談の実施が相談支援専門員一人の対応では難しい状況になっている。

⑦ 支給決定の状況(年間実人数)

	H27	H28	H29	H30	R 元年	R2	R3	R4
指定障害児 相談支援	99	145 +46人 (146%)	175 +30人 (121%)	227 +52人 (130%)	264 +37人 (116%)	285 +21人 (107%)	330 +45人 (116%)	363 +36人 (111%)
指定特定相 談支援	368	361 -7人 (98%)	372 +11人 (103%)	378 +6人 (101%)	382 +5人 (101%)	386 +4人 (101%)	412 +26人 (107%)	442 +30人 (108%)

※()は前年比(四捨五入) _____ は 10%以上の伸び

3. 第 1 回～第 4 回部会間調整会議の意見交換要点

(1) ポイントはこどもの相談支援の体制をどのようにしていくか

- ①療育の視点からの相談も行える相談対応が必要。
- ②障害児の支援について、国の方針では児童発達支援センターが中核を担っていける体制を考えていくことが求められている。
- ③児童発達支援センターは基本的に 18 歳までの支援が対象となるが、どの年齢までの児童を対応していくかについては、市町の実情等を踏まえて考えていけると良い。
- ④児童発達支援センターの全体の体制の中で考えていくところではあるが、本部会において検討する点は指定障害児相談支援事業についてどのように考えていくか。

(2) 質の担保

- ①地域の中にこども・大人とも相談支援事業所を増やしていく方法を取る場合には、中立性や公平性の担保(令和元年 2 年度にも意見交換)を考えていくと複数体制や自法人以外の利用者の支援を行う、ということは必要になってくる。

(3) 一人当たりの担当人数について、整理が必要

- ①モニタリングやサービス担当者会議も含めて丁寧に相談支援を行おうとする場合、現在の 25 件/月の想定では難しい。
- ②実務から、専任の場合は相談支援専門員 1 人当たりの担当者数の目安が 80 人程にできるといい。

(4) 人材確保

- ①各法人、相談支援専門員の確保については困難な状況があり、地域の中で確保していく方法を検討する必要がある。
- ②発達支援センターに関しては指定管理において事業を実施しており、業務の内容にとどまらず人員の配置についても行政と検討が必要である。

(5) 実施の工夫について

- ①一体的な運営管理など有効な方法を取り入れていくことも必要。

(4) その他

- ①(報酬:人件費の確保から加算が取れるため)こどもの計画相談を含め、障がい者相談支援センターに相談支援専門員を集めて対応、という案もあっていいのではないか。

4. 今後の体制について

① サービスの利用見込み(年間実人数)

	R4	R5	R6	R7	R8	R11
指定障害児相談支援	363	392 +29人 (108%)	420 +28人 (107%)	451 +31人 (107%)	485 +34人 (108%)	596 +111人 (122%)
指定特定相談支援	442	441 -1人 (100%)	455 +14人 (103%)	470 +15人 (103%)	485 +15人 (103%)	530 +45人 (109%)

※R4 年度は実績 ※R5 年度は4月～5月までの実績を参考 ※()は前年比(四捨五入)

※令和 6 年度から令和 8 年度の見込み値は、第 3 期障がい児福祉計画(案)・第 7 期障がい福祉計画(案)より

※令和 11 年度は令和 6 年度から令和 8 年度の見込みをもとに算出、令和 8 年度比を記載

- ② 今後も増加が見込まれる新規サービス利用者への対応
- ・見込みとしては、通所系のサービス利用は特に向こう 3 年は放課後等デイサービスの増加が大きく、次いで就労継続支援事業B型となっている。
 - ・計画相談支援も、令和4年度末時点で指定特定相談支援事業の利用者に対し障害児相談支援事業の利用者は約80%だが、令和8年度の見込みは同数となっており、こどもの増加率が高い。
→児童発達支援センター(おひさま・みのり)におけるこどもの相談支援の幅を広げられないか。
- ③ 指定特定相談支援事業は指定障害児相談支援の利用の増加率と比較すると緩やかではあるが、利用者の増加が続く見込みである。継続的に相談支援専門員を確保していくことが求められる。
→事業所だけで相談支援専門員を確保していくことが困難であり、地域全体でどう確保育成していくかについては、今後引き続き検討が必要。
- ④ こどもの計画相談支援がこどもの支援を得意とする事業所(おひさま・みのり)で対応が可能となると、大人の計画相談支援は障がい者相談支援センターと相談支援事業所みらいで対応できると見込み。
- ⑤ 今後必要となる相談支援専門員数の見込み
- 1人の相談支援専門員が実人数何人を担当していくことが適切により、必要な人数が変わる。

		R2	R4	R6	R7	R8	R11
障害児相談 支援事業	月25件/人	2.8人	3.1人	3.6人	4.0人	4.3人	5.2人
	実80人/人	3.2人	4.5人	5.3人	5.6人	6.1人	6.7人
	実70人/人	4.1人	5.2人	6人	6.4人	7人	7.5人
指定特定相 談支援事業	月25件/人	3.8人	4.8人	5.0人	5.2人	5.4人	5.8人
	実80人/人	4.4人	5.5人	5.7人	5.9人	6.1人	5.9人
	実70人/人	5.5人	6.3人	6.5人	6.7人	7人	7.1人
合計		6.6~9.6人	7.9~ 11.5人	8.6~ 12.5人	9.2~ 13.1人	9.7~ 14人	11~ 14.6人
【現状(R5.12現在)】 ・障害児相談支援事業、指定特定相談支援事業 ⇒合計 6.5人				【今後】 ・障害児相談支援を行う相談員 (R8)5人~7人 / (R11)6人~8人 ・指定特定相談支援を行う相談員 (R8)6人~7人 / (R11)6人~8人 ⇒合計 (R8)11人~14人 / (R11)12人~16人			

※月25件/人 は相談支援専門員一人当たり月25件で算出。令和2年度に検討した件数。

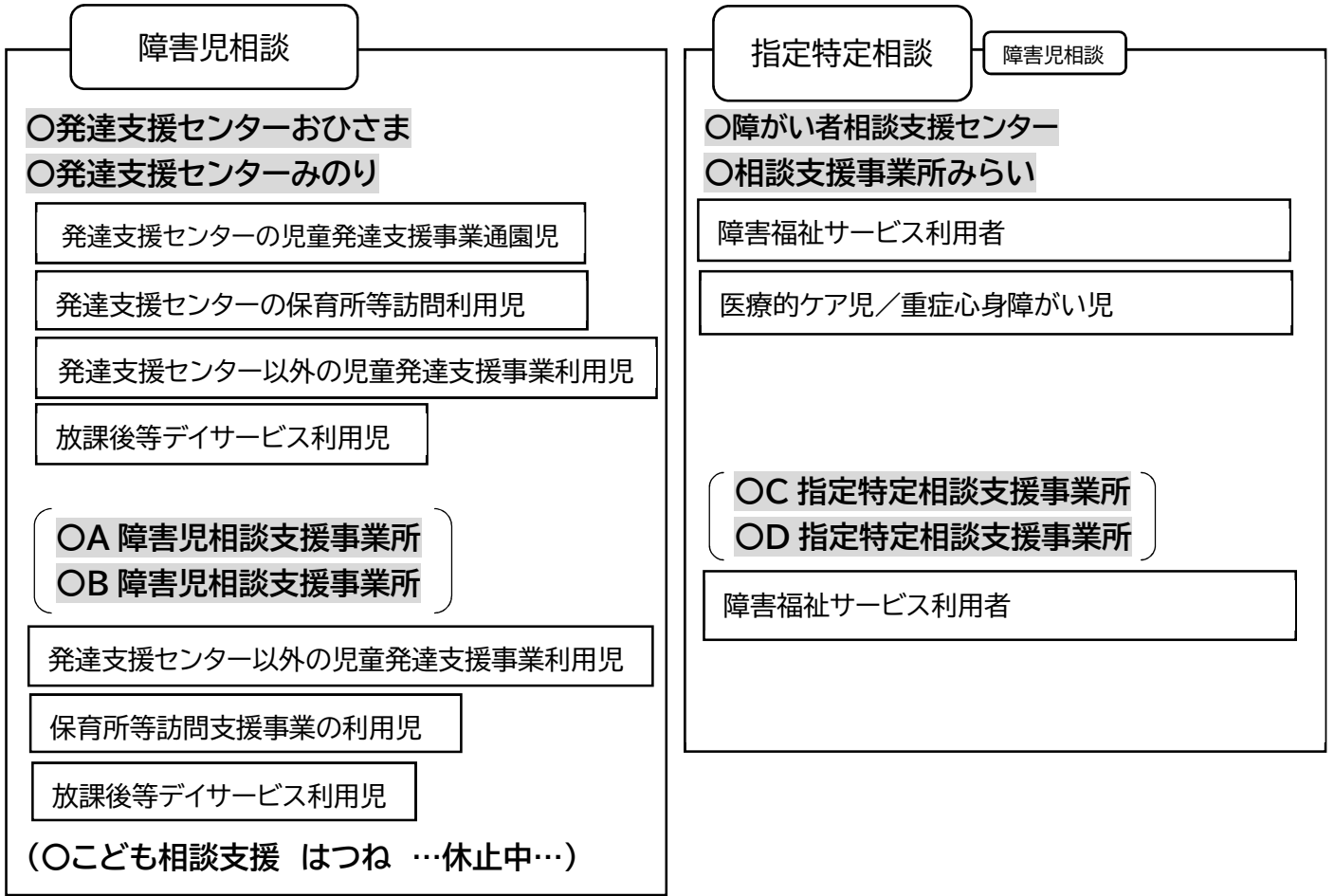
※月25件/人を実人数に換算すると、指定障害児相談支援は約115人 指定特定相談支援は約91人が実担当数

※「実80人/人」と「実70人/人」は相談支援専門員一人当たり担当者数をそれぞれ80人と70人として算出。

※R2・R4年度については、年度末時点の人数から算出される必要数

5. 今後の体制案

こどもの計画相談をおひさまとみのりで行い、大人の相談と一部こどもの相談を障がい者相談支援センターとみらいが中心となって行う。



●現在の計画相談の対応人数(概算)

発達支援センターおひさま	約 80 人
発達支援センターみのり	約 40 人
	合計 約 110 人

障がい者相談支援センター	指定障害児	約 220 人
	指定特定	約 300 人
相談支援事業所 みらい	指定特定	約 130 人
		合計 約 650 人

●体制案の相談支援体制で実施した場合の対応数見込み(令和5年度を参考)

発達支援センターおひさま・発達支援センターみのり	
⇒合計 約 330 人 (指定障害児相談支援事業)	
(令和4年度実績参考)	
未就学 約 100 名 / 小学生 約 170 名	
中学生 約 50 名 / 高校生 約 40 名	

障がい者相談支援センター	相談支援事業所 みらい	
⇒合計 約 470 人		
(指定特定相談支援事業・一部指定障害児相談支援事業)		

- ① 18歳までの児童については、発達支援センター中心に計画相談支援を行う。
- ② 以下の場合については、障がい者相談支援センターもしくは相談支援事業所みらいが18歳以下の計画相談支援を行うことも想定される。
 - ・義務教育終了後、障がい福祉サービスの利用をする方。
 - ・障害福祉サービスのみ(指定特定相談支援事業の給付対象者)の利用の場合。
 - ・医療的ケアがある児童の場合。

- ③ 18歳以上の障害福祉サービスの利用者の計画相談は、障がい者相談支援センター・相談支援事業所みらいで行う。
- ④ 障害児相談支援事業所(AB)・特定相談支援事業所(CD)のように地域の中で相談支援事業所が開所した場合、自事業所等の利用者を中心に計画相談を提供することが想定される。直接支援を提供している利用者に留まらず、広く対応して頂けるよう働きかけていく。

6. 中間報告まとめ

部会間調整会議において、今回の体制の検討の大きな検討ポイントは、こどもの相談支援を大府市においてどのような形で提供できるかという点であった。

(1) こどもの相談支援について

- ① 発達支援センターの機能強化が求められている中で、特に低年齢のこども(0歳～小学生もしくは中学生程度)については育ちや発達の視点を踏まえた相談ができる体制を整えていくことが重要。
- ② 大府市の場合、こどもの相談はおひさまとみのりを中心としていくことが望ましい。ただし、みのりとおひさまは、両施設とも市の指定管理で事業を実施しており、事業所や法人の判断だけで自主的に事業運営していくことが難しい。
- ③ 発達支援センター機能として両施設利用者以外のこどもに対する事業実施に当たっては、本案を踏まえた指定管理の内容、人的確保に伴う費用の増額等について早急に行政機関との検討が必要。
- ④ 発達支援センターの計画相談機能を施設ごとに分散方式にしておくべきか、一箇所に集約し、情報の連携や加算等による財源確保等、組織体制について今後も検討を加える必要がある。
(計画相談の給付の一例 (基本単価のみで算出。加算は含まず。))

■障害児相談支援事業

	強化型(I)	強化型(II)	強化型(III)	強化型(IV)	利用支援(I)
実 80人/年	3,966,140	3,750,652	3,551,574	3,442,504	3,227,016

■指定特定相談支援事業

	強化型(I)	強化型(II)	強化型(III)	強化型(IV)	利用支援(I)
実 80人/年	4,619,648	4,346,144	4,073,552	3,936,800	3,663,296

※強化型 I II III IV、利用支援 I は、相談支援専門員の所属数等により設定されている報酬区分

- ⑤ いずれの法人も人材確保についてはかなり苦慮しており、地域全体でどのように相談支援専門員を確保していくか検討が必要である。
 - ⑥ 発達支援センターに求められる機能が拡大していく中で、大府市の発達支援センターの機能については複数の係にまたがる分野となっており、行政中心に総合的に検討していくことが必要である。
- ### (2) 大人の相談支援について
- ① 大人の計画相談においては、障がい者相談支援センター(大府福祉会、憩の郷より1名ずつ出向)と相談支援事業所みらいと連携を図りながら、今後も取り組んでいくことが望ましい。
 - ② 一人の相談支援専門員の担当を80人を目安(児者ともに)に考え、今後も増加が見込まれる相談支援の利用者の状況を踏まえて計画的な増員が必要となる。
 - ③ こどもの相談支援と同様に、人材の確保と財源確保については引き続きの課題となっており、長期的に相談支援専門員が大府市内に増員できる方策が必要である。

《今後の検討事項》

令和 5 年度については理想の形と実施に向けての困難な点について検討をしてきた。課題をどのように改善し、現実的な実施に向けてどのような工夫が必要か、行政の方針の明確化とともに、自立支援協議会として、引き続き検討が必要である。

(ア) こどもの相談支援の体制

- ・大府市として、児童発達支援センターの総合的な機能をどのようにしていくか整理していただき、その中で計画相談支援の体制について引き続き検討をしていくこととなる
- ・複数の事業所が集まる形で行うか、事業所ごとに行うか、利用者主体での検討が必要
- ・発達支援センターで対応するこどもの相談について、どこまでの年齢を対象としていくか
- ・発達支援センターの総合的な役割の中で、計画相談の業務がどのような位置づけになるか

(イ) 人材の確保

大府市全体としてどのように相談支援専門員の確保と質の向上に向けて取り組みを行うか、他市の取り組みも含め検討する必要がある

(ウ) 財源の確保

加算や情報連携等の手法も取りながら、相談支援専門員の配置人数に関わらず、いかに効果的な運営が可能な事業としていくか

